

台湾社会と若者の「公民意識」の諸相 —— 大学生と選挙・高校生と制服

久木元 真吾

(公益財団法人 家計経済研究所 次席研究員)

近年の台湾社会では、ひまわり学生運動をはじめとして、さまざまな社会問題に関して市民が具体的な行動を起こし、それを通じて積極的に政治や社会に影響を及ぼそうという問題意識の広がりがみられる。そうした「公民意識」をもって主張し行動する動きにおいて、若者たちの参加や支持がみられることは決して稀ではない。本稿は、台湾の若者たちにみられる「公民意識」の諸相について、特に学生に注目しつつ、大学生と選挙・高校生と制服という事例を取り上げて検討を加える。そしてそのことを通じて、台湾社会における若者の「公民意識」の発揮の契機と背景について、「大人」との関係、日常生活という基礎、民主という主張に注目しながら考察する。

1. 台湾社会と若者の「公民意識」

2014年3月、台湾では、当時の与党・国民党が中国との「兩岸サービス貿易協定（兩岸服務貿易協議）」に関して立法院（国会）の委員会での審議を打ち切り、本会議への送付を強行したことをきっかけに、そのことに抗議する学生たちのグループが立法院に突入した。その後3週間にわたり議場の占拠を続けた若者たちの運動は、「ひまわり学生運動（太陽花學運）」と呼ばれ、台湾社会に大きなインパクトを残した。社会問題に対して積極的に主張を展開するのみならず、具体的な行動にまで出た台湾の若者の姿は、台湾だけでなくその後の香港の「雨傘運動」にも影響を与えるなど、国際的にも注目される運動であったといえるだろう。

現在の日本から見た場合、若者や学生がグループを組織してこのように運動を展開し、社会的な支持も広範に集めるという状況は、なかなかイメージしにくいかもしれない¹⁾。しかし台湾の場合、全般にデモなどの形で街頭で社会問題に対する主

張を展開することは、日本よりも頻繁にみられる。その上で、ひまわり学生運動は際立った例であったとしても、若者たちが社会的な問題意識をもって行動に出ること自体は、少なくとも日本ほどには稀なことではないといえるだろう。学生の運動という点では、国民大会の解散など民主化を訴えた1990年3月の「野ユリ学生運動（野百合學運）」や、馬英九総統の対中政策と集会の取り締まりに抗議した2008年11月の「野いちご学生運動（野草莓學運）」などの例があるが、特に2010年代に入ってから以降、対中関係に関するもの以外にも、社会的に大きな議論となったトピックに関してデモなどが行われた際には、少なくない若者たちが参加してきた。例えば、地方政府による強制的な土地収用（大埔事件、2010年～2014年）に対する抗議活動や、旺旺グループのメディア企業買収に対して起こったメディア独占への反対運動（2012年）²⁾、2011年の東日本大震災と福島原子力発電所の状況をふまえて展開された台湾の原発への反対運動³⁾、兵役に就いていた若者・洪仲丘が過

酷な訓練を受けて亡くなったことを受けた、軍や政府を批判するデモ（2013年）⁴⁾などが挙げられる。ひまわり学生運動はこれらの運動とは異なり、立法院の占拠にまで至った点や、その後の台湾社会に及ぼした影響という点で特筆すべき例ではあるが、以前からこうしたさまざまな運動が展開されてきたことが、ひまわり学生運動の一つの背景となっていることには留意すべきであろう⁵⁾。

こういった、市民が社会的な諸問題に対して積極的に発言し、ただ政府などの決定を受動的に受け入れるのではなく、有権者として自らの求める方向に政治や社会を動かそうとする運動の広がりに対して、台湾では「公民運動」という表現がしばしば用いられる。本来「公民」は日本語の「市民」に近い含意の言葉であるが、近年のメディアなどでの用法は、具体的な行動を通じて積極的に政治や社会に影響を及ぼそうという問題意識（「公民意識」）をもつ市民という含意が込められている。こうした含意での「公民意識」が、以前から一貫して継続しているものなのか、近年高まりを見せてきたものなのかは、十分に評価・検証することはできないものの、「公民運動」や「公民意識」なるものが一定のリアリティをもって語られうるような状況が現在の台湾社会にあるのは確かであろう⁶⁾。

一方、日本ではどうだろうか。これも十分に検証できないため慎重であるべきだが、日本の若者において、社会的な問題意識をもって具体的な行動に出ることは、台湾の場合と同じ程度に現実的なものになっているとはいいがたいだろう。2013年に内閣府が実施した「平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」⁷⁾の結果をみると、「社会をよりよくするため、私は社会における問題に関与したい」という質問と、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計は、それぞれ44.3%・30.2%であった（内閣府政策統括官 2014: 66-69）。この割合はどちらも、同時に調査された7カ国（日本・韓国・アメリカ・英国・ドイツ・フランス・スウェーデン）の中で日本が

一番低い（ただし、突出して低いというわけではない）。これはあくまで参考レベルのデータではあるものの、国際的にみて、日本の若者の「公民意識」が少なくとも高いとまではいえないとみることはできるのではないだろうか。そして仮にそうであるならば、「公民運動」や「公民意識」が若者においてもよりリアリティをもっている台湾に注目し、若者たちの「公民意識」がいかに成立しているのかに関して、その実態と背景を考えることは大いに意義があることだといえよう。

本稿は、台湾社会を対象に、若者たちにみられる「公民意識」の諸相について、特に学生（大学生・高校生）に注目しつつ、近年のいくつかの具体的な事例を紹介し検討する。そしてそのことを通じて、台湾社会における若者の「公民意識」をめぐる、その所在と背景について考えていく。具体的には、大学生と選挙、高校生と制服といった事例を取り上げて考察する。

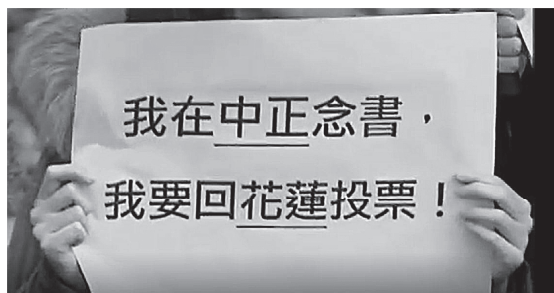
これらの事例を取り上げるのは、若者（学生）たちの日常に近い水準で見いだされる「公民意識」に注目するためである。上述のひまわり学生運動や、2015年に起こった日本の学習指導要領に当たる課程綱要（課綱）の改訂の動きに対する高校生たちの抗議活動といった重要な事例もあるが、台湾社会全体に関わりうる大きな 이슈につながるものよりも、学生としての日常生活により直接的に関係するものの方が、学生固有の水準で「公民意識」を考えることができると思われるからである。

なお言うまでもなく、台湾の若者といっても多様であり、本稿で取り上げる例もきわめて限られたものにとどまっている。ただそうだととしても、「公民意識」を発揮する台湾の若者の姿を知ること、日本社会における若者と社会参加・社会的関心といったテーマを考える上で、少なくとも示唆を与えうるのではないだろうか⁸⁾。

2. 選挙と「首投族」

最初に取り上げるのは、大学生と選挙に関してである。

図表-1 民視のニュース映像(2012年1月)



注: 試験日程と投票日が近く、学生の事情が考慮されていないとして批判する記者会見で、ある大学生が持っていた紙。通っているのは嘉義県にある中正大学だが、投票のためには離れた故郷の花蓮まで戻らなければならないということをアピールしている

2016年1月16日、台湾では4年に一度の総統選挙および国会議員にあたる立法委員の選挙が行われた。この選挙をめぐる報道の中でしばしば登場し、日本のメディアでも紹介された⁹⁾言葉がある。それは「首投族」である。「初めて投票する人たち」という意味で、主に大学生ぐらいの若者をさしている(台湾では20歳以上が選挙で投票できる)。これは以前からあった言葉であるが、よく用いられるようになったのは2012年1月の前回の総統選・立法委員選が近づいた頃からである¹⁰⁾。

「首投族」が選挙をめぐる報道でたびたび言及されたのは、彼ら・彼女らが選挙の動向に影響を与える存在として注目されたからである。ちなみに2016年の選挙の場合、「首投族」は約130万人で、全有権者の6.8%を占めていた¹¹⁾。

台湾の選挙の状況を日本と比べると、「首投族」のような若者の政治や選挙に対する積極的な関心である。そのことがうかがえる例として、選挙の日程をめぐって起きた動きを紹介しよう。

上述のとおり、2012年および2016年の総統選は1月に実施されたが、台湾の大学生にとって、選挙が1月中旬に実施されるというのは大きな問題である。なぜなら、ちょうどその時期には大学の期末試験が行われるからである。

台湾では、有権者は居住地ではなく、戸籍のある地方自治体で投票することになっている。しかし台湾には不在者投票の制度がないため、選挙の際には帰省して投票しなければならない。した

がって、投票日が試験の時期に重なると、出身地から遠い大学で学ぶ大学生は投票したくてもできないことになる。また、選挙のために短期間の帰省をすることは、学生にとっては交通費などの経済的な負担も大きい。特に試験が終われば旧正月の休暇であり、投票時と旧正月の両方に帰省するとなると、一層負担は重くなる。

総統選が初めて1月に行われたのは2012年のことである。当時、ある大学生のグループが、台湾が民主国家であるならば、投票権は憲法で保障されている基本的な権利である以上、故郷から離れている者にも平等に保障されるべきであるとして、試験のため投票できないことへの異議申し立て(学生の事情を考慮しない選挙日程への批判や、大学に対する試験日程の変更要求)を、記者会見やFacebookを通じて行った(図表-1)¹²⁾。また別の大学生グループは、帰省して投票することを促す動画を自主的に作成し公開した¹³⁾。こうした大学生の問題提起に対して、2012年の選挙時には必ずしも十分な対応がなされないまま終わってしまったものの、2016年の総統選も1月に行われることが決まると、再び大学の試験日程が問題となった。

2016年の選挙に際して、24の大学の学生会(各大学の学生の自治組織)は連合して、各大学に対して投票日と期末試験が重ならないようにすることを求める呼びかけを行った¹⁴⁾。そして、日本の文部科学省におおむね相当する官庁である教育部は、各大学に対して期末試験のスケジュールを調整し、学生が帰省して投票できるよう配慮を求める通達を出した¹⁵⁾。その結果、多くの大学で投票日前日までに期末試験が終わる日程が組まれ¹⁶⁾、2012年の選挙で起こったような試験と選挙日の問題は回避されることになった。

また、投票のための帰省についても、大学側とバス会社が協力し、運賃の補助や割引を行ったり、大学の校門前からバスを発車させたりする試みがなされた。また複数の大学の学生会が連携して、インターネット上のクラウドファンディングサイトで貸切バスを運行するための費用を募り、無料でのバス運行を実現させた例もみられた¹⁷⁾。

一連の展開は、「首投族」である大学生にみら

れる、投票への積極的・意欲的な姿勢を示すものである。そして同時に、投票の権利を実質的に行使できなくなることに対する大学生の不満を、大学など社会の側が考慮すべきとみなすに至ったことをも示している。その背景には、投票する権利は台湾の「民主」という点において不可欠な要素であり、投票権が妨げられることは看過されるべきではないという社会的なコンセンサスがあると思われる。なお、2016年の総統選の投票率は公式発表では66.27%だった¹⁸⁾が、ある民間シンクタンク（財団法人台湾智库）が投票日の直後に実施した調査によると、20～29歳有権者の投票率はそれよりも高く74.5%だったという¹⁹⁾。ちなみに日本の2014年の衆議院選挙の投票率は、全体で約53%、20歳台では約33%であった²⁰⁾。

したがって、台湾の若者たちは政治や選挙に強い関心を抱いているとして、ここで話を終わりにすることもできるかもしれない。しかしもう少し進んで、こうした若者の関心や行動に対して、「大人」の側はどう対応したかについてもふれることにしよう。

実は、政治家や政党は若者に無関心ではなかった。むしろ彼ら・彼女らの側から、大学生に積極的にアプローチしてきていたものである。

石原(2011)によると、2012年の総統選に際して、国民党・民進党の両陣営は「首投族」の支持獲得を重視し、候補者は頻繁に大学に足を運んで、講演や座談会などを開催し、若者との直接の対話を重ねている。石原の整理によれば、2011年3～6月の期間に、国民党の馬英九・民進党の蔡英文はそれぞれ10数回～20回にわたり各地の大学を訪問し、積極的にキャンパスに入り込んで若者との対話の機会を設けたという（石原 2011: 48）。また2016年の総統選では、各大学の学生会からの呼びかけに応える形で、大学で候補者たちの討論会が実施され、総統候補者や副総統候補者がキャンパスに集った²¹⁾。選挙で若い世代の支持を得ることは、それほど重視されているのである。

政治家や政党が大学をたびたび訪れたり、大学生との対話をはかったりするのは、もちろん若者票を確保したいという政治的で実利的なねらいが

最大の理由であろう。しかし別の言い方をすれば、それだけ若者を自分たちの当落を左右しうる存在として見ているということであり、有権者集団として他の世代と同様に重視しているということである。

以上のような、選挙をめぐる台湾社会と若者の動向から見えてくるのは、若者の側からの関心だけではなく、政治家や政党の側も若者にはっきりと関心を持っているという、両方の面があるということである。若者の強い関心があるために、政治家や政党も若者を無視できない存在と見ている。同時に、政治家や政党が若者を有権者集団としてとらえているからこそ、若者の政治への関心や「公民意識」も生まれてくるのではないだろうか。

若者と政治あるいは「大人」が、一定の緊張感を伴いながら、互いに関心をもって対面している——このような関係がみられることを、台湾の選挙と「首投族」の事例は示している。台湾の若者たちに「公民意識」がみられるのだとしても、それは若者自身からのみ生み出されているわけではなく、「大人」との関係の中で形成されている可能性があるのではないだろうか。若者のあり方の背景にあるのは、若者自身のことだけではなく、「大人」の側の姿勢もあるのだといえよう。

3. 制服をめぐる高校生の行動

上でみた選挙の事例は、若者（大学生）自身が有権者であることが出発点であったが、ではさらに若い人たち、例えば高校生ではどうだろうか。選挙で投票する権利をまだ持たない台湾の高校生たちは、「公民意識」とは無縁なのだろうか。

必ずしもそうとはいえない、と思われる事例をここでは紹介したい。ただし、政治や社会の問題に高校生がどう向き合ったかという事例よりも、高校生たち自身の日常に関わることをめぐって、自らの考えをどう主張したかという、等身大の水準での「公民意識」の発露がうかがえる事例を選ぶことにしよう。具体的には、高校生の制服をめぐる展開である。

台湾の高校も、日本の高校と同様に大半の学校

で制服を定めている。気候の関係もあり上半身はシャツ、下半身はズボンやスカートという組み合わせが一般的で、冬場には学校で定めたジャージの体操服姿で通学する高校生も多い。各学校のスクールカラーを取り入れた制服や体操服も多く、服装からどこの高校の生徒かがわかるというのは日本と同様である。

従来は、登下校は規定通りの服装でなければならず、それに反していた場合は校門で呼び止められ氏名を記録され、場合によっては処罰の対象となるというのが一般的であった。しかし昨年、教育部の発表により、高校生の服装に対する学校側の態度が変わらざるをえなくなった。

2016年5月、教育部は従来の規定を修正し、公立学校において髪形や服装を制限・強制することを認めず、制服の扱いを決める際にはオープンに議論して決めることとし、服装を理由にした生徒の処罰を禁止することを定めた²²⁾。教育部はさらに、同年8月には、高校生の制服着用に関して原則を緩和し、式典などの限られた機会を除いては、制服と学校で定めた体操服を組み合わせた服装も認めることを発表した²³⁾。生徒が規定に違反した場合も、学校は指導はできるものの、公式記録に残る形での処分は認められないことになった。

教育部が新たな方針を示したことで、高校での従来のあり方は変わるようになった。例えば、上半身は制服のシャツ、下半身は体操服の短パンという組み合わせも、従来なら規定に反するとされたが、認められるようになった。

こうした変化があったのは、民進党への政権交代などさまざまな社会的な背景もあるが、最も大きかったと思われるのが、当事者である高校生たちの間で、制服について柔軟なあり方を求める声がたびたび上がっていたことである。しかもそうした声が上がったのは、最近だけのことではない。特に女子高を中心に、服装の規制に対する高校生たち自身からの批判的なアピールは以前からなされてきた。

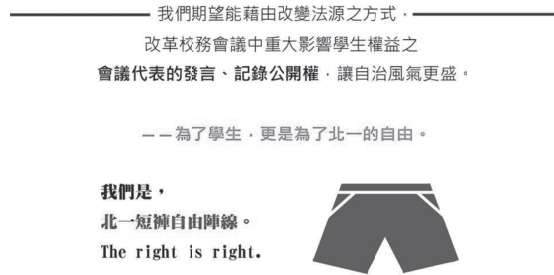
例えば2008年、台北の台北市立第一女子高級中学（北一女）で、制服のスカートではなく体操服の短パン姿で登下校することが認められず、処分

の対象にされることに反対した生徒たちが、短パン着用を認めるよう学校側に求めた²⁴⁾。2010年には、台南の台南女子高級中学（台南女中）で、体育の時間以外での短パン着用を認めないなどの厳格な指導が始まったことに対して、朝礼中に規定の長ズボンを一斉に脱ぎ捨てて放り投げ、短パン姿になって抗議するということが起こった²⁵⁾。そして2015年には、台中の台中女子高級中学（台中女中）で、同様に式典中に生徒たちが一斉に制服のスカートを脱いで短パン姿になり、登校時の服装として短パンを認めるよう訴えた²⁶⁾。

いずれも登下校時の服装の自由を求めた行動で、生徒たちは、服装の選択は「身体自主権」²⁷⁾に含まれるものであり、登校後もすぐに活動でき、着替えに伴うスペースの混雑や時間のロスもなく、暑さの中でも快適で便利な短パンでの通学という選択が認められない合理的な理由はないと主張していた。特に台南女中の例は、学校側が規定の内容を改めて見直すことなく、有無をいわずに形で導入し適用したこと、そして不満の声に耳を傾けなかったことが生徒の反発を呼んだようである。こうした動向に対して、例えば2008年の北一女の動きについては、教育部のジェンダー平等教育委員会は、短パンを認めずスカートを強制することがジェンダーのステレオタイプとつながっている可能性を指摘し、多元性を尊重し性による差別・偏見を除去するというジェンダー平等教育法の方針の尊重を求める発表をするなど、学校側が厳格な処罰をすることに対して注意を促していた²⁸⁾。台南女中の例では学校が一定の譲歩をし、台中女中の例では2016年1月に短パンでの登校を認める結論が出された²⁹⁾が、公立学校全体のルールの再検討に至ることは、少なくとも2016年まではないままであった。

しかし、特に2015年の台中女中での行動を機に、さらに多くの高校で服装の自由を求める声が高まるようになる。例えば北一女では、再び短パンでの登下校を認めるよう求める声が高まり、生徒会が実施したアンケートでは、3,000名の生徒の7割以上を占めるほどになったという³⁰⁾。しかしその意見を校内の会議（校務會議）にかけても否決

図表-2 北一女の「短パン自由戦線(北一短褲自由陣線)」のアピール画像



注: 北一短褲自由陣線Facebookに掲載(2016年2月21日のポスト)。短パンでの登校を認めることの主張に加えて、校務会議における、学生の権利と利益に重大な影響を及ぼすことに関する発言の扱いなどについて改革を求め、自治の気風を高めることを主張している

されてしまう。というのも、その会議は100名以上のメンバーのうち、教員や保護者会からの代表者がほとんどを占め、生徒の代表はわずか3名分しか割り当てられていないためである。こうした中で、2016年に生徒たちの中から「短パン自由戦線(北一短褲自由陣線)」というグループが生まれ、短パンでの登下校を認め、学校内の会議で生徒の声が反映されるよう変えていくことを求める活動を始めた³¹⁾。Facebookや自作の動画などを通じた入念な主張の展開とアピール、街頭での署名活動、景美女中など同様に服装の規制がある他の高校との連携などを進め、校内だけにとどまらず、広く社会的にこの問題を訴え、メディアでもよく報道されるようになっていった³²⁾。

彼女たちはFacebookでこう述べている:「自分たちが反対しているのは、スカートの制服でもなく、学校でもなく、校長でもありません。不合理な制度と規定に反対しているのです」³³⁾。彼女たちの主張は、服装の規制それ自体への批判だけでなく、生徒の意向が学校全体の意思決定に反映されない仕組みが不公平であることも同様に批判するものである。つまり、服装だけの問題ではないとして、現行のルールの不合理性や非民主性の問題として主張しようとしているのである(図表-2)。これは、北一女以外の高校でも同時にみられた、服装の自由をめぐる主張の多くと共通してい

る点である。

以上のように、さまざまな形で高校生たちが声を上げてきたことが、最終的に2016年に教育部が上述した方針転換を打ち出したことにつながっている。実際の高校生たちの行動の積み重ねや声の広がり、教育部を動かした面があるのは確かだといえよう。

選挙への投票の機会が奪われないことを求める大学生たちの主張に比べて、高校生の制服をめぐる主張は、些細な問題にすぎないと考える人もいるかもしれない。しかし、以上の動向から見えてくるのは、単純な反抗や反発ではなく、高校生たちが自らに関わる問題について等身大の視点から訴えている姿であり、その上でこの問題を民主的な決定や自治の問題として主張を展開していることである。その意味では、大学生と選挙の事例と変わらないといえる。むしろ、自分たちの日常生活から浮いてしまわない形で、等身大の視点を保持していたからこそ、彼女たちの「公民意識」も発揮され、求める自由を得られるに至ったといえるのではないだろうか³⁴⁾。

4. おわりに——「公民意識」の背景

以上で検討してきた、大学生と選挙、および高校生と制服という二つの事例は、いずれも、従来の政党の主張と重なるという意味で政治的な主張を直接めざすものではなかった。むしろ、選挙であれ服装の自由であれ、個人の主張が妨げられることなく、また排除されることもなく、公共的な決定に関与できるように求めていく姿勢において共通していた。直接のイシュー自体は、学生という立場に強く関わるものであり、等身大の問題ではあるものの、外からは比較的小さな問題に見えるかもしれない。しかし、そこにうかがえるのは、まさしく「公民意識」であったといえよう。ここには、政党や政治家が若者の「公民意識」をもたらしというよりも、学生の日常に関わる等身大の問題があるからこそ「公民意識」が発揮されるという経路があることが示唆されている。学生であることが「公民意識」の希薄さを生むとは限らな

いのであり、学校を卒業してからはじめて突然「公民意識」が生まれるというわけでもないのである。

そして、若者たちの主張が最終的に「大人」や社会にとっても一定の説得力をもつものであったことが重要なのは言うまでもない。検討してきた二つの事例は、どちらも「民主」という理念ないし原則に反するということが若者たちの主張に含まれていた。試験のために選挙に行けないことも、過半数の学生の意向が反映されない学校の意思決定のあり方も、民主的でないことが問題なのであり、そこを批判し対応を求めているのである。

原(2016)が指摘しているように、歴史や国際状況などのさまざまな背景のもと、台湾において「民主・自由・人権」はきわめて重要かつ貴重なものであり、いつか実現する日に向けて追求し続けなければならないものであるという感覚が根強く存在している。ここまでみてきた若者たちは、まさに「民主・自由・人権」の追求という文脈に自らの主張を重ねることで、自分たち以外の人たちにとっても説得力を強めていたといえよう。

ただし「民主・自由・人権」も、抽象的な理念としてのみ語られているのではなかった。二つの事例のいずれにおいても、試験と投票の両立の確保や服装の自由という、若者の学生としての日常生活に基礎をもつ形で、具体的に「民主・自由・人権」が主張されていた。この点も重要であったと考えられる。

無論、日常生活に基づく具体性がある「民主・自由・人権」を求めるのであれば、必ず主張が実現するというわけでもないだろう。しかし、さまざまな留保がつくことはあっても、「民主・自由・人権」は常に追求し続けなければ得られないという文脈の共有が台湾社会にある中で、それを背景にして具体的な営みに関して「民主・自由・人権」を追求しようとする行動に対しては、その担い手が若者であっても説得力をもちうるのであれば、若者たちの「公民意識」が発揮される可能性も高まるのではないだろうか。もしそうならば、やはり若者の「公民意識」は若者だけから生まれてくるものではなく、「大人」たちも含めた社会という背景と文脈があって生まれてくるものであるとい

えるだろう。

本稿の考察は、いくつかの文脈と背景を可能性として指摘することにとどまっている。より詳細な検討を行うこと、加えて台湾社会だけでなく、日本など他の社会と比較しこの考察の有効性を精査することは、今後の課題としたい。

注

- もちろん、日本でも2015年から活動していた学生団体のSEALDsという例はあるが、その活動がひまわり学生運動と同じレベルで社会に対してインパクトを与えたとははいえないと思われる。
- 川上(2012a; 2012b)などを参照。
- 陳(2016a; 2016b)などを参照。
- 台湾の兵役の状況と洪仲丘事件については、久木元(2016)を参照。
- 2010年代の台湾社会での社会運動の再活性化については、前野(2017)を参照。
- 台湾の「公民意識」と政治参加の関連をテーマに、近年なされた実証研究の例として、Wang and Weng(2015)・王(2016)がある。
- 対象は13～29歳の男女で、日本の調査の回答者は1,175名である(内閣府政策統括官 2014)。
- 本稿は久木元(2017)を発展させたもので、メディア報道をベースにした事態の概観と背景の考察にとどまり、今後の本格的な検討に向けての準備作業という性格の強い研究である。より本格的な考察は、研究を継続した上で、将来の別の機会に試みることにしたい。なお、以下で台湾のマスメディアの記事に言及する際は、紙幅の関係もあり、文献リストではなく注でのみ挙げることにし、紙面ではなく各メディアのウェブサイトに掲載された記事を参照した場合も、URLは省略している。各URLについては、後日筆者のウェブページにまとめて掲載する予定である。
- 毎日新聞「余録」(2016年6月5日朝刊1面)。
- 2011年9月にはある大学生たちのグループが、学費の支援、就職、住宅、環境など、翌年の選挙の各候補者がどのような若者向けの政策を進めようとしているかを調べ評価する活動を行う団体「首投族國政觀察團」を立ち上げ(台湾立報「首投族組國政觀察團 籲候選人別呼攏」2011年9月4日)、その活動がしばしばメディアでも取り上げられた。
- 自由時報「首投族129萬 明年大選關鍵」(2015年9月17日)が伝える中央選挙委員会のデータによると、2016年の総統選の有権者総数は約1881万人、そのうち「首投族」は129万0,406人で、有権者総数に対する割合は6.8%。
- 自由時報「考試撞投票日 校園首投族抗議」(2012年1月6日)、新頭殼newtalk「學生要返鄉投票 籲提供專車並改考期」(2012年1月5日)など。
- YouTube「我要回家投票(Go home and Vote)」(<https://www.youtube.com/watch?v=UzGmbsWpz0E>)。

- 14) 自由時報「拒絶期末綁票！24校大學生齊怒吼」（2015年3月18日）。
- 15) Taiwan Today 「学生が投票しやすい学期日程に努力を＝教育部」（2015年3月11日）。
- 16) Taiwan Today 「大学が学生の投票に配慮、期末試験は総統選投票日を回避」（2015年3月20日）。
- 17) flyingV 「【青年・回投】中部返鄉投票專車計畫」（2015年12月，<https://www.flyingv.cc/projects/9541>）、蘋果日報「鼓勵投票 大學生發動返鄉專車」（2016年1月10日）。
- 18) 中央選舉委員會（中選會）のウェブサイト「中選會資料庫網站」掲載の情報（「第14任總統（副總統）選舉選舉概況」<http://db.cec.gov.tw/histQuery.jsp?voteCode=20160101P1A1&qryType=prof>）による。
- 19) 2016年1月17～18日に、台湾の20の県市で20歳以上の1,089名を対象に実施した電話調査の結果（財團法人台灣智庫 2016）。
- 20) 総務省ウェブサイト「国政選挙における年代別投票率について」（http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/）。
- 21) 2015年12月6日に台湾大学で開催された「2016 總統候選人與青年對談」。2,500名の若者が参加したという（中央社「總統大選與青年對談」2015年12月6日）。
- 22) 教育部學生事務及特殊教育司（2016a）、中央社「教部解禁 學校不得因服儀不整處罰學生」（2016年5月23日）。
- 23) 教育部學生事務及特殊教育司（2016b）、中央社「高中職服儀解禁 制服運動服班服可混搭」（2016年8月18日）。
- 24) TVBS新聞網「「脫裙換褲更糟」北一女學生爭褲權」（2008年10月5日）。
- 25) 自由時報「台南女中近2千學生 集體「脫褲」抗議」（2010年3月18日）、蘋果日報「台南女中千人脫褲 抗議校禁短褲」（2010年3月19日）。ウェブサイト「中學生導航網」の中の「315南女學運」のページ（<http://highschool.tw/record/315tngs/>）には、関連の記録と情報が集約されている。また、この際のメディア報道について分析を加えた研究として、蕭（2010）がある。なお、このエピソードは、日本でも公開された台湾映画『GF*BF（女朋友。男朋友）』（2012年）の中でも脚色されて取り入れられている。
- 26) 中央社「台中女中學生爭短褲上學 脫長褲入校園」（2015年10月7日）。
- 27) 「身体自主權」は台湾の教育基本法（修正第8条）にある表現で、学習する権利・教育を受ける権利・自らの人格を発展させる権利とともに、学生に保障されるべき権利として挙げられている（教育部ウェブサイト「教育基本法」<http://edu.law.moe.gov.tw/LawContentDetails.aspx?id=FL008468>）。
- 28) 教育部性別平等教育委員會ウェブサイト「教育部性別平等教育委員會籲請學校尊重學生服儀之多元選擇」（2008年10月17日、ただし現在は閲覧できないため、その内容を転載している以下のページを参照した：桃園縣性別平等中心學校網站http://163.30.154.8/saes04/gender_equ/index.php/2012-01-31-03-44-58/93-200810172）。
- 29) 台中女中班聯會Facebookの2016年1月21日のポスト（<https://www.facebook.com/tcgssc/photos/a.266174990166699.59131.245147575602774/875445692572956/>）、自由時報「中女中成功爭取穿短褲上學 網友盛讚「民主典範」」（2016年1月22日）。
- 30) 北一短褲自由陣線Facebookの2016年2月21日のポスト（https://www.facebook.com/permalink.php?story_fbid=1080448552028802&id=1073533182720339）。
- 31) 北一短褲自由陣線Facebook（<https://www.facebook.com/%E5%8C%97%E4%B8%80%E7%9F%AD%E8%A4%B2%E8%87%AA%E7%94%B1%E9%99%A3%E7%B7%9A-1073533182720339/>）。
- 32) 自由時報「自主革命一波波 北一女學生 爭穿短褲進出校門」、蘋果日報「爭自主權 北一女學生臉書爭取穿短褲進出校門」（いずれも2016年2月23日）。
- 33) 北一短褲自由陣線Facebookの2016年3月20日のポスト（https://www.facebook.com/permalink.php?story_fbid=1102417123165278&id=1073533182720339）。
- 34) なお、一連の過程で高校の制服の全廃を主張する声は大きくなることはなかった（そういう主張をする高校生のグループも存在したが、少数にとどまっていた）。制服に対して思い入れがある高校生は多く、ファッションの一つとして楽しむ気持ちがある人も少なくないといえるだろう。近年の例として、インターネットで「高校制服大賞」という人気投票企画が開催されていることや、特定の日に大学生が出身高校の制服を着て大学に行くという「制服デー」というイベントが多く大学の大学で行われていることから、台湾において制服そのものは若者文化の一つとして支持されており、ここで紹介した高校生たちの主張も、制服の否定ではなく、あくまでも非合理的・非民主的な強制への反対に主眼があるといえる。つまり、合理的・民主的に服装のルールが決められているのであれば、広がりも高校の外からの支持も得られなかったと予想される。

文献

- 石原忠浩, 2011, 「台湾内政、日台関係をめぐる動向」『交流』846: 42-51.
- 川上桃子, 2012a, 「反「旺中グループ」運動が問いかけるもの」日本貿易振興機構アジア経済研究所「海外研究員レポート」（http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1209_kawakami.html）。
- , 2012b, 「影響力の争奪戦としての『りんご日報』買収劇」日本貿易振興機構アジア経済研究所「海外研究員レポート」（http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1212_kawakami.html）。
- 久木元真吾, 2016, 「兵役——徴兵制から志願兵制へ」赤松美和子・若松大祐編『台湾を知るための60章』明石書店, 208-210.
- , 2017, 「台湾社会と若者（1）選挙と「首投族」

- 『台湾協会報』748: 2.
- 陳威志, 2016a, 「台湾からみた福島第一原発事故——3・11以後の原発反対運動の再燃」町村敬志・佐藤圭一編『脱原発をめざす市民活動——3・11社会運動の社会学』新曜社.
- , 2016b, 「社会運動と政治の駆け引き——第四原発反対運動とひまわり学生運動」赤松美和子・若松大祐編『台湾を知るための60章』明石書店, 162-166.
- 内閣府政策統括官(共生社会政策担当), 2014, 『我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25年度)』(http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf_index.html).
- 原正人, 2016, 「民主・自由・人権——台湾人要出頭天!」赤松美和子・若松大祐編『台湾を知るための60章』明石書店, 91-95.
- 前野清太郎, 2017, 「ゆらぐ社会の結集軸と蔡英文政権の行方」『東亜』595: 100-107.
- 財団法人台湾智库, 2016, 「2016總統大選後 台湾民眾對新政局的期待 民調記者會」(2016年1月21日記者発表資料, http://www.taiwanthinktank.org/page/chinese_attachment_1/3086/1601_____V4.pdf)
- 教育部學生事務及特殊教育司, 2016a, 「教育部尊重學校循民主程序訂定的服裝儀容規定」(2016年5月24日, http://depart.moe.edu.tw/ED2800/News_Content.aspx?n=9C2F51A0AD31862F&s=4152C9CD2CC19084)
- , 2016b, 「教育部發布高級中等學校訂定學生服裝儀容之原則」(2016年8月18日, http://depart.moe.edu.tw/ED2800/News_Content.aspx?n=9C2F51A0AD31862F&s=CA82201D52EFE6FD)
- 王靖興, 2016, 「公民意識、公民不服從和政治參與」菜市场政治學(<http://whogovernstw.org/2016/08/18/wangchinshindenniswengl/>).
- 蕭昭君, 2010, 「媒體如何報導臺南女中學生爭取身體自主權事件?」『性別平等教育季刊』51: 119-124.
- Wang, Ching-Hsing and Dennis Lu-Chung Weng, 2015, "The Effects of Civic Consciousness and Civil Disobedience on Support for and Participation in Contentious Politics," Conference Paper, "A New Era in Taiwan: Domestic and International Implications," University of Texas at Austin, October 31 - November 1, 2015.

くきもと・しんご 公益財団法人 家計経済研究所 次席研究員。主な著書に『グローバル人材とは誰か——若者の海外経験の意味を問う』(共著, 青弓社, 2016)。社会学専攻。(kukimoto@kakeiken.or.jp)